

令和7年度（令和7年6月～令和8年5月）処遇改善手当支給に関するお知らせ

職員の皆様

日頃より、当法人の事業運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
令和7年度の処遇改善加算金についての支給についてお知らせします。

1. 支給対象者

2025年6月時点で給与が発生している正職員および契約職員、非常勤職員（介護職・非介護職問わず）但し、包括職員については市の委託事業の為、同等の手当については委託費からの支給となります。

2. 支給項目

正職員、契約職員：毎月分 基本給昇給分 役職手当 資格手当 職務手当 職能手当 夜勤手当 宿直手当 オンコール手当については、それぞれ一部を活用
特別勤務手当 土日祝手当 処遇改善手当については、そのすべてに活用
賞与については一部を活用

非常勤職員：基本時給については1部を活用 職能手当（早遅手当 一人勤務手当 土日祝手当 特別勤務手当 危険手当） 職務手当 処遇改善手当については、そのすべてに活用

その他 手当増額分にかかる法人負担分の福利厚生費用については、そのすべてに活用

3. 支給日

令和7年7月25日（6月度給与と合わせて支給いたします）から毎月給与支給日（令和8年6月25日迄）

令和7年12月25日・令和8年6月25日支給の賞与の一部として

4. その他

本件に関してご不明な点がございましたら、施設長までお問い合わせください。

敬具

社会福祉法人志楽園福祉会
理事長 小堀 誠